

## 1. 試験のご依頼について

(1) 試験のご依頼に際しては、所定の「試験依頼書」に必要事項を記入のうえ、非認証輸入車は自動車通関証明書の原本(コピーをとらせていただきます)、改造車等は改造内容等を明記のうえ、自動車検査証・完成検査証等の写と共に下記8. 受付窓口へ提出してください。  
使用燃料の変更等で当該車の車検証等の指定燃料と異なる燃料(新燃料)の試験をご希望の場合には、第三者機関の燃料成分組成分析証明書の原本を提出してください。提出がない場合にはご依頼をお受けできません。

なお、試験依頼受付後に依頼内容の変更がある場合は、原則として再度依頼手続きをしてください。

(2) 試験自動車に該当する場合には試験が実施できないことがありますので、事前に試験場へご相談ください。

- ①車両重量が3,640(二輪車860)kgを超える車両。 ②使用燃料がガソリン以外の自動車。(試験場所の制約)
- ③試験実施状態において切離しのできない四輪駆動車は寸法、重量等に制約があります。
- ④全長、全幅、全高、最低地上高、前・後オーバーハング、ホイールベース、重量等が通常と著しく異なる自動車。
- ⑤その他、特殊な構造(ABS、TCS等)を備えたものや排気管開口部が特殊な形状の自動車試験実施上、支障があるもの。
- ⑥側車付二輪車及び三輪車

## 2. 試験の実施と取消について

(1) 試験の実施予定日、試験自動車の搬入時刻等は、試験場担当者より貴連絡担当者まで、試験実施予定日の1週間前までに電話にてご連絡します。

(2) 試験予定車両の整備状況その他の事由により試験実施予定日に受験できなくなったとき、またはそのおそれのあるときは、速やかにその旨を試験場に連絡してください。

連絡なく試験実施予定日に受験されなかったとき、あるいは依頼受付後6カ月を経てもなお受験準備が整わない場合は、申込が取消となる場合がありますのでご注意ください。改めて試験をご希望の方は再度1.(1)の試験依頼手続きをしてください。

(3) 1.(2)に該当する自動車は、そのままでは試験が行えないことがありますので、必ず受験できる状態にして試験場に搬入してください。技術的に不明な点は、事前に昭島研究室へお問合せください。

## 3. 試験に必要な書類について (試験当日に一括して試験場受付窓口へ提出してください。)

- ①受験票(受付済の試験依頼書の写又は受付確認書) ②自動車排出ガス等試験車諸元表 (注)
- ③エンジンの始動要領等 ④その他試験の実施に参考となる資料

(注)「自動車排出ガス等試験車諸元表」は試験依頼者の責任において記入し提出していただくもので、記入漏れや誤記がある場合には試験が実施できなかったり、成績表の作成の遅れ、あるいは成績表が無効になる等のおそれがありますので、充分ご注意ください。

なお、諸元表に記入された数値が試験実施上の必要条件となる場合は終了後いかなる理由があろうと訂正できません。

また、諸元表の誤記入が原因で成績表が無効になり、再度試験を実施しなければならない場合は新たに、1.(1)の手続きと試験手数料が必要となりますので、ご注意ください。(試験実施上影響のない項目についても試験実施時の事実と異なる場合、あるいは誤記等の理由であっても資料等で説明が付かないものは、訂正いたしません。)

## 4. 成績表の発行について

試験成績表は、試験依頼書の成績表受取り希望欄にご希望の下記8. 窓口でお渡しします。

窓口での受取以外は着払い宅急便(ヤマト運輸)-着時間は指定できません-にて依頼者宛発送いたします。

## 5. 同型成績表のご依頼について (非認証輸入車で乗用車、軽中量のトラック・バス、二輪車及び改造車に適用。)

同型成績表発行のご依頼に際しては、所定の「自動車排出ガス試験(加速走行騒音試験結果)成績表発行依頼書」に必要事項を漏れなく記入し、輸入者(輸入車の場合)が捺印(社名等が確認できる印)のうえ、自動車通関証明書の原本、改造車の場合は自動車検査証等の写しと共に下記8. 受付窓口へ提出してください。

尚、輸入者が同型成績表の発行に係る手続を第三者に委任する場合は委任者(輸入者)及び受任者についても記入、捺印をしてください。

上記の輸入者は、試験自動車の自動車通関証明書の輸入者と同型依頼自動車の自動車通関証明書の輸入者とが同一名義人でなければなりません。

改造車の同型成績表は消音器改造に係る加速走行騒音試験に限られ、さらに加速走行騒音試験結果成績表発行依頼書の発行依頼者は同試験依頼者に限ります。

又、必要に応じて同型成績表の発行に参考となる資料のご提出および昭島研究室に現車の提示等をしていただく場合があります。

同型成績表は、窓口で受取る旨のご指定がない場合は一括して4.と同様に発送元宛にお送りいたします。

## 6. 試験(同型)手数料のお支払いについて (試験料金等は別紙「試験手数料等料金表」をご覧ください。)

(1) 試験手数料は、試験実施予定日の前日正午までに下記8. 受付窓口にお支払いください。(同型成績表は受取時までにお支払いください。)

銀行振込を利用される場合は銀行から当協会への入金通知が遅れることがありますので、余裕をもって手続きをお願いします。

※振込名義人と試験(同型)依頼者名が異なる場合は、必ずその旨をご連絡ください。

(2) 銀行振込の場合は銀行発行の振込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。特に領収書を必要とされる方はお申し出ください。

## 7. その他

(1) 試験を実施する際には、原則として試験依頼者または自動車整備担当者(1人)の立会いをお願いします。

(2) 窓口受付時間 月曜～金曜(祝日年末年始除く) 9時～12時、13時～17時

(3) 所定の各書類の記入はボールペン等容易に消えない筆記具をお使いください。また修正液のみによる訂正は不可、訂正印を押印願います。

(4) 試験依頼書、同型成績表発行依頼書、自動車通関証明書はファックス等では受け付けいたしません。

(5) 当協会は、試験等に関連して生じた依頼者及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、一切の責任を負いません。ただし、当協会に故意または重過失がある場合は適用しません。

(6) ご質問がありましたら、下記までお電話等でお問合せください。

## 8. 受付窓口

昭島研究室 〒196-0001東京都昭島市美堀町4-2-2

TEL 042-544-1004、FAX 042-544-1015

## 9. 加速走行騒音試験実施場所

- ① (独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所 自動車試験場第二地区 埼玉県熊谷市上之2959-22
- ② (株)東京サマーランド第2駐車場B(ファミリーパーク内) 東京都あきる野市上代継600
- ③ (株)レインボーモータースクール交通教育センターレインボー(埼玉) 埼玉県比企郡川島町出丸下郷53-1